

平成24年12月6日

資料提供先：鳥取県政記者クラブ
鳥取市政記者クラブ
倉吉記者クラブ
米子市政記者クラブ

『国土交通省・鳥取県警察・鳥取県が連携』

～雪に対するドライバーの備えの広域的啓発を実施～

近畿・中国・四国・九州の運送関係各協会及び組合へ周知依頼文を送付。

平成22年度に年末から年始にかけての豪雪により、鳥取県内の国道9号において、スリップによる大型車両の立ち往生を原因とした大渋滞が発生したことや、すべり止め措置を講じない車両の立ち往生で、円滑な除雪作業の妨げとなつたことから、国土交通省・鳥取県警察・鳥取県が連携して、雪に対するドライバーの備えの啓発活動を継続して実施しています。

今年度も、広域的な啓発の一環として、近畿・中国・四国・九州地方の運送関係各協会及び組合へ、積雪又は凍結道路における自動車のすべり止め措置の徹底についての協力依頼文（別添参照）を送付しました。

（依頼先）

- ◇近畿・中国・四国・九州地方のトラック協会
- ◇近畿・中国・四国・九州地方の高圧ガス保安協会
- ◇近畿・中国・四国・九州地方の石油商業組合

問い合わせ先

	国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 電話 0857-22-8435(代表) いのうえ かくちひさ 副所長(道路) 井上 和久 【担当】道路管理第一課長 小池 健三 こいけ たけみ
	国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 電話 0858-26-6221(代表) じんぐう しょうじ 副所長(道路) 神宮 祥司 【担当】道路管理課長 松元 洋之 まつもと ひろゆき
	鳥取県警察本部交通部交通規制課 電話 0857-23-0110(代表) 【担当】交通規制課次席 山下 哲哉 やました てつや
	鳥取県 県土整備部 道路企画課 電話 0857-26-7352(直通) やまとと あきら 道路企画課長 山本 晃 【担当】課長補佐 前田 達美 まえだ たつみ

(別添)

国中整鳥道一管第 92 号
国中整倉道管第 73 号
鳥交規発第 330 号
第 201200134151 号
平成 24 年 1 月 30 日

近畿・中国・四国・九州の
各トラック協会 様
各高圧ガス保安協会 様
各石油商業組合 様

国土交通省鳥取河川国道事務所長

国土交通省倉吉河川国道事務所長

鳥取県警察本部交通部長

鳥取県県土整備部長

積雪又は凍結道路における自動車のすべり止め措置の徹底について（依頼）

寒冷の候、貴協会におかれましては益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。

平素、道路交通、道路行政に格別のご理解をいただき深く感謝いたします。

さて、鳥取県内では、平成 22 年末から年明けにかけての豪雪により、国道 9 号でスリップによる大型車両の立ち往生を原因の一つとした雪害が発生しました。その後、この雪害を教訓に、警察、道路管理者等の関係機関が連携して、情報共有を図り、迅速な通行止め措置による集中除雪を行い、早期交通開放を目指すなどの雪害対策の強化や、道路管理者においては、除雪の体制強化の取組等を実施しています。

一方、昨冬は、鳥取県内で平成 22 年度のような雪害は発生しておりませんが、依然、交通障害の原因となるスリップにより走行不能となった車両の約 4 割が冬用タイヤ、タイヤチェーン未装着との調査結果（別紙参照）も出ております。

雪道走行には自動車の滑り止め装置の装着が最も重要であることをご理解いただき、引き続きご協力をお願いします。

については、貴協会に加盟の事業所に対し、同種のトラブル防止のため、下記のことについて周知徹底していただきますようお願いします。

記

冬季に鳥取県内を自動車で走行する際には、

- 1 気象状況及び道路状況をよく確認する。
- 2 冬用タイヤ、タイヤチェーン等滑り止めに効果のある措置を講じることができるよう、あらかじめ準備する。
- 3 積雪又は凍結している道路においては、全車輪に冬用タイヤ（接地面の突出部が 50 パーセント以上摩耗していないもの。）を装着し、必要に応じ駆動輪にタイヤチェーンを取り付けるなど滑り止めに効果のある措置を講ずる。（特に、タイヤチェーンは早めの着装をお願いします。）こと。

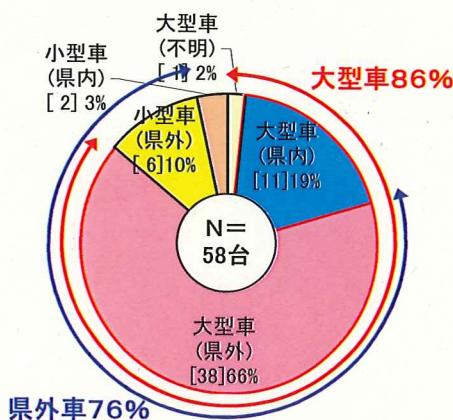
●別紙参考資料

昨冬、鳥取県内（国道9号・国道29号・国道53号・鳥取道）で、降雪時に発生したスタック（スリップによる走行不能）による交通支障の特徴は、次のとおりです。

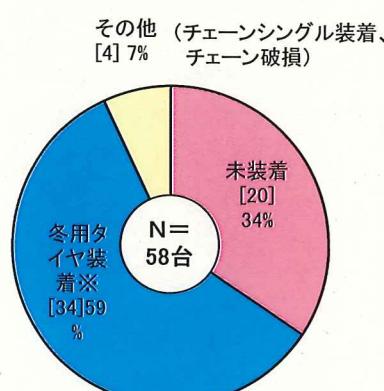
- ・特定箇所に集中。また、大雪注意報・警報発令時に9割発生。
- ・スタックした車両のうち、約9割が大型車、7割が県外車。
- ・約4割が冬用タイヤ未装着。（前年度の7割と比べると減少）
- ・冬用タイヤ装着のスタック車両には、タイヤ摩耗が見られる。



①車種・ナンバー区分



②冬用タイヤ等装着状況



"タイヤの溝チェックも忘れずに"

鳥取県の道路交通法施行細則で、積雪又は凍結の状態にある道路における運転者の遵守事項が定められています。(第9条の22 1号)

この中で、全車輪にスノータイヤ(接地面の突出部が50%以上摩耗していないものに限る。)を装着し、又は駆動輪にタイヤチェーンを取り付ける等自動車のすべり止めに効果のある措置を講ずることとなっています。

冬用タイヤの摩耗状況のチェックもお願いします。



platthoemまで達すると50%摩耗

一冬用タイヤ・タイヤチェーンが、あなたを助けます!!一